

## 株式会社シモジマ

# 第60回定時株主総会招集ご通知

### 日 時

2021年6月23日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

### 場 所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
秋葉原UDX 4階 Next-1

※末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 目 次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
ライブ配信のご案内	7
株主総会参考書類	10
事業報告	15
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告	49

新型コロナウイルス感染拡大を防止し、株主の皆さまの安全を最優先で確保するため、株主総会当日の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくとともに、書面、あるいはパソコン・スマートフォンでの事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お土産のご用意は昨年同様ございません。

なお、株主の皆さまには株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ご利用ください。

夢を包み、心を結ぶ。



株主各位

証券コード 7482  
2021年5月28日  
東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

**株式会社シモジマ**

代表取締役社長 **笠井 義彦**

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、2021年6月22日（火曜日）の午後5時30分までに「株主総会参考書類」をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（3頁～6頁）で記載の方法により書面またはインターネットにて事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	<b>2021年6月23日（水曜日）午前10時</b>
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 <b>秋葉原UDX 4階 Next-1</b> <small>※株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまはウェブサイトにてご覧いただけますので、7ページから9ページをご確認のうえ、ご利用のご検討をお願い致します。</small>
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	3頁～6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 総会にご来場いただきました株主の皆様へのお土産は昨年同様ございません。ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください(<https://www.shimojima.co.jp>)。
- 本通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

- **インターネット上の開示について**

本通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

**当社ウェブサイト (<https://www.shimojima.co.jp>)**





## 2. インターネットで議決権を行使される場合

### 議決権行使書のQRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

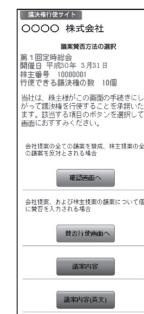
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書はイメージです。

# ログインID・仮パスワードを ブラウザに入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

**1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

**2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

**3** 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ※ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)



### 3. 株主総会にご来場される場合

新型コロナウイルス感染防止のため、議決権の行使は、可能な限り議決権行使書の郵送やインターネットによる方法で行っていただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場いただく場合は、お手数ですが、本定時株主総会招集ご通知及び同封の議決権行使書用紙をご持参の上、議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますよう、お願い致します。また、下記の「新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ」の内容につきご了承をお願い致します。

※ 当日は、ライブ配信のため、会場撮影を行います。撮影に際しては、ご出席株様のプライバシーに配慮し、議長及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

#### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用、検温へのご協力をお願いいたします。また、体調不良と思われる方につきましては、入場をご遠慮いただき、あるいは途中にてご退場いただく場合がございます。予めご了承の程、宜しくようお願い申し上げます。

会場受付付近には株主の皆様のため消毒液を設置いたします。また、会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。

会場内におきましては、座席の間隔を拡げるため、例年よりも少ない席数を用意させていただきます。また、議事は例年よりも短縮させていただく予定です。

その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

[https://www.shimojima.co.jp/ir/cov\\_topics.html](https://www.shimojima.co.jp/ir/cov_topics.html)

# 株主総会ライブ配信のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

※同中継をご視聴いただくには、株主様認証画面（ログイン画面）に記載された「株主番号」「郵便番号」が必要となります。必ず議決権行使書を投函する前に両番号をお手元にお控えください。

※本方法において株主総会をご視聴いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

## 配信日時

**2021年6月23日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで**

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

## 視聴方法

1. ログインのために必要となる下記の情報をご用意ください。（各項目必須入力、ハイフンなし半角数字）。株主の皆様にご視聴いただくため、株主様のご本人確認として、「株主番号」と「郵便番号」のWeb認証が必要となります。

① ID :	「株主番号」	議決権行使書又は配当金関連書類等に記載。
② パスワード :	「郵便番号」	3月末時点の株主名簿上のご登録住所のもの。 議決権行使書・配当金関連書類等に記載。

2. 下記のURLをブラウザに入力するか、下掲のQRコードをスマートフォンで読み取ることにより、ライブ配信視聴用ウェブサイトへアクセスしてください。

URL

QRコード

<https://7482.v-virtual-mtg.jp>



※同封の議決権行使書用紙に掲げるQRコードではライブ配信視聴サイトにはログインできません。  
視聴のためには必ず本ページに掲載された上掲のQRコードをご利用願います。

3. ログイン画面にて、1. の項目（ID、パスワード）を入力し、表示されるご利用規約をご確認のうえ、「上記規約に同意する」にチェックを入れてください。
4. **「視聴する」ボタン**を押してください。（押下後、視聴サイトに画面遷移します。）

※ 視聴を希望される場合、事前に2. のURLにて参加申し込みをお願い申し上げます。（株主総会当日の参加申し込みも可能です。）なお、同サイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

【ご参考】上記①の「株主番号」は、【議決権行使書用紙（例）】右下に記載されております。

株式会社 御中		議案	原案に対する賛否		基準日現在のご所有株式数	株
株主総会日	議決権の数	第1号	賛	否	議決権の数	債
	債*	第2号	賛	否	※議決権の数は1単位ごとに1債となります。	
		第3号	賛	否	お 願 い	

私は上記開催の定株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。  
年 月 日

183-0044  
府中市日通町1丁目1  
三菱 太郎

00000 <90000008>2345/45030 \*123412<12345+9999999913061001000123000+12345678901234+1111111123

5432 0976-2350 0PS  
123456

株主番号

①「株主番号」数字8桁（ハイフン無し）

【ご注意ください】

②「郵便番号」は議決権行使書に記載の郵便番号とは異なる場合があります。  
（株主総会基準日以降の“住所変更”や、議決権行使書送付先をご指定いただいている場合等の情報が反映されておりません。恐れ入りますが、基準日時点の株主様ご本人のご登録郵便番号をご入力ください。（非居住者の方の一部を除く）

## ご留意事項

- インターネットによるライブ配信をご覧いただくことは、会社法上株主総会への出席とは認められておりませんので、株主様から、インターネットを通じて質問や動議、議決権行使をお受けすることはできません。インターネットを通じての決議に参加することもできませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- 本総会のライブ模様は株主様に限定して配信いたします。ライブ配信をご自身で撮影し、SNS等で公開する等の二次利用を固くお断りいたします。
- ライブ配信につきましては、通信環境等の影響により、会場の議事進行とタイムラグが発生する可能性があります。また、万一通信障害が発生した場合、復旧を待たずに議事を進行させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできませんのであらかじめご了承ください。
- 天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性もございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内させていただきます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 株主総会終了後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。

**ライブ配信に関する  
お問い合わせ先**

**三菱UFJ信託銀行株式会社 ☎ 0120-191-060**

受付時間：2021年6月23日（株主総会当日）

午前9：00～株主総会終了まで

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ配当性向30%を目途とすることを基本方針として実施しております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	<p>当社普通株式1株につき金<b>11円</b>といたしたいと存じます。</p> <p>なお、この場合の配当総額は、<b>255,885,718円</b>となります。</p> <p>また、2020年12月7日において中間配当金として1株につき11円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき22円となります。</p>
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

上記期末配当金の原資とするため、別途積立金を取り崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 <b>600百万円</b>
② 減少する剰余金の項目とその額	別途積立金 <b>600百万円</b>

## 第2号議案

# 取締役1名選任の件

経営体制及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、任意の指名報酬委員会の答申に基づき、社外取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者の指名を行う際は、法定要件及び社内規程上の要件のほか、人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しております。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	かない ちひろ <b>金井 千尋</b> (1961年7月1日生)	1984年 4月 シティバンク・エヌ・エイ 1990年 10月 中央監査法人入所 1994年 3月 公認会計士登録 2000年 8月 金井千尋公認会計士事務所開所（現任） 2015年 4月 国立研究開発法人物質・材料研究機構 監事就任（現任） 2016年 5月 農水産業協同組合貯金保険機構 監事就任（現任） 2019年 12月 ㈱井ノ瀬運送監査役就任（現任） 2020年 8月 清令監査法人社員就任（現任）	一株
<b>新任</b>			
<b>社外</b>			
<b>独立</b>			
		【重要な兼職の状況】 国立研究開発法人物質・材料研究機構 監事、農水産業協同組合貯金保険機構 監事、清令監査法人社員 【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できるものと期待したため、新たに選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合には、任意の指名報酬委員会のメンバーとして当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与していただく予定です。	

(注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.金井千尋氏は、新任の取締役候補者であります。

3.金井千尋氏は、社外取締役候補者であります。

4.当社は、梅野勉氏及び岩崎剛幸氏との間で会社法第427条第1項及び定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。金井千尋氏の選任が承認された場合には、同氏の間でも当該契約を締結する予定であります。

- 5.金井千尋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定でありませぬ。
- 6.当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性の基準に加えて、当社グループや当社役員、主要株主の関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、金井千尋氏は当該独立性基準を満たしております。
- 7.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 8.金井千尋氏は、社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な経験を有しているほか、長期にわたり当社の顧問税理士を務め、当社の事業及び経営環境を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(ご参考) 社外取締役の独立性等について

当社における独自の独立性基準は、以下のとおりです。

- (1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となったことがないこと。
- (2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
- (3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
- (4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
- (5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
- (6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均100万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先（法人または団体である場合は、現に所属している者）ではないこと。
- (7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
- (8) 前4項5項6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
- (9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

### 第3号議案

## 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役及び監査役（以下「対象役員」といいます。）の報酬等の額は1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬額について年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、監査役の報酬額について年額100百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、また、監査役については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、少数株主の皆様と同じ目線に立ってその職責を果たすことにより、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象役員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、取締役については年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査役については年額20百万円以内とし、上記枠内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えるものとします。また、各対象役員への具体的な配分については、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議によって決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）で、監査役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役は3名）と、監査役は4名となります。

対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、取締役について年8万株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内と、監査役について年1万6千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象役員は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役、監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象役員が、当社の取締役会が別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象役員が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役、監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度は、ご承認いただいている報酬枠の内枠で導入するものであることに鑑み、支給された金銭報酬債権を払込んで当社の普通株式を報酬として受け取るか、又は、支給された金銭報酬債権をそのまま行使し金銭報酬を受け取るかを、各対象役員が選択できる制度といたします。

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

(提供書面)

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で個人消費や企業活動が制限され、景気は極めて厳しい状況にありました。足元では、変異株ウイルスの感染拡大など依然として収束への先行きは不透明な状況が続いております。当社グループが属する業界においては、世界的な環境問題への意識の高まりから脱プラスチックやレジ袋有料化による事業環境の変化や、ニューノーマル時代となりネット通販の拡大、巣ごもり需要の増加など消費行動はこれまでも増して大きく変化しています。

このような状況のもとで、当社グループは基本理念である「お客様のニーズに迅速かつ的確にお応えする」ことを基本に、販売体制及び利益基盤の強化に取り組んでまいりました。

営業販売部門では、ディーラー部門においては既製品の主力商品や環境配慮型商品を拡販し、ユーザー部門においては特注品の受注活動に注力しました。また、パッケージプラザ部門においては各地域のお客様のご要望に応じて衛生用品やテイクアウト資材等の販売に努めました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による各種イベント自粛を始めとする経済活動停滞の煽りを受けて各部門で売上が減少いたしました。

店舗販売部門では、コロナ禍で需要が高まった衛生用品、テイクアウト・デリバリー資材や通販商材の販売に注力いたしました。また「シモジマオンラインショップ」においても、飲食店向けの販促活動や巣ごもり需要への対応を強化し売上拡大を図りました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、全体の売上は減少いたしました。

その結果、グループ全体の売上は昨年実績比で減少しましたが、ミタチパッケージ(株)と朝日樹脂工業(株)を連結子会社化した効果があり、減少幅は11億54百万円にとどまりました。

利益面では、新型コロナウイルスによる経済活動停滞の影響を受け主力商品の売上が軒並み減少となり、営業活動縮小に伴う経費抑制による販売費及び一般管理費の減少要因はあったものの、各利益で前年実績を下回る結果となりました。また主に紙製品製造における投資の一部回収が見込めなくなったことから、固定資産の減損損失11億6百万円を特別損失として計上いたしました。

この結果、連結売上高は471億円（前期比2.4%減）、連結営業利益は2億75百万円（前期比45.5%減）、連結経常利益は5億52百万円（前期比24.6%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億31百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3億31百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 〔紙製品事業〕

紙製品事業は、当社創業以来の主力事業としてオリジナルブランドの紙袋、包装紙、紙器を中心に販売しております。紙器事業においては通販資材やテイクアウト・デリバリー資材の売上が市場ニーズの高まりを受け顕著な伸びを示しましたが、紙袋事業においては新型コロナウイルスにより小売店での使用量が減少したことに加え、マイバッグ使用の浸透により個人の紙袋需要が低下したことにより、全体の売上は減少しました。その結果、連結売上高は83億6百万円（前期比11.2%減）となりました。

#### 〔化成品・包装資材事業〕

中核の化成品・包装資材事業においては、市場と顧客ニーズに適合した商品開発とその拡販に取り組みました。包装資材事業では、通販資材やテイクアウト・デリバリー資材の拡販に注力しましたが、中核の化成品事業において、新型コロナウイルスによる営業活動停滞に加えレジ袋有料化や脱プラスチック化の流れを受けた市場全体の冷え込みの影響を受けた結果、ミタチパッケージ(株)と朝日樹脂工業(株)の連結子会社化効果を含めても減少を余儀なくされました。その結果、連結売上高は255億45百万円（前期比3.3%減）となりました。

#### 〔店舗用品事業〕

店舗用品事業は「店舗及びオフィスで使用するあらゆるものが揃う」をコンセプトに事業展開しております。前期好調であったインバウンド需要が消滅し筆記具・学童文具の売上が減少いたしましたが、それを補う形で、衛生用品の売上が旺盛な需要に支えられて拡大いたしました。その結果、店舗用品事業の連結売上高は132億48百万円（前期比6.0%増）となりました。

## セグメント別売上高

区分	主要品目	第59期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		第60期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	百万円 9,351	% 19.4	百万円 8,306	% 17.7
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	26,408	54.7	25,545	54.2
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	12,494	25.9	13,248	28.1
その他事業	物流	—	—	—	—
合計	—	48,254	100.0	47,100	100.0

## (2) 設備投資の状況

受注システム I-Orderの更新、基幹システムのサーバーリプレイスなどのIT投資で2億70百万円、倉庫管理システムの導入等の物流投資で1億70百万円、製袋機導入など生産設備投資で1億30百万円、直営店舗の新店オープン費用等店舗投資で80百万円、設備改修工事等その他投資で60百万円、総額7億10百万円の設備投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年10月1日付で、当社の完全子会社でありましたサンワ(株)の事業を譲受しました。これに伴いサンワ(株)は解散いたしました。

当社は、2020年12月20日付で、それまで当社が保有していたハイコーパック(株)の株式を全て譲渡いたしました。これによりハイコーパック(株)は当社の連結の範囲から除外されました。

## (5) 会社の対処すべき課題

### ①経営方針

当社グループは、包装用品とこれに関連する事業を通じて快適な社会づくりに貢献する事を基本理念としております。最大の特徴は、商品の企画開発・製造・卸・小売・物流までを手掛ける総合力と、自社オリジナルブランド「HEIKO（ハイコー）」を有している事です。

販売先としては流通業界を中心としつつ、更に最近ではオフィス、飲食、通信販売、工場、物流など、あらゆる業界で使用される商品やサービスを一括して提供できる体制の確立に努めております。今後も、たえず経営の合理化と積極販売を図り、常に変化し続けるお客様のニーズに適時、的確にお答えし、創意工夫による市場の拡大に努め、事業の発展を図ってまいります。

また、現在の新型コロナウイルス感染禍にあって医療従事者支援の観点から当社取扱い商品の一つである衛生用品を提供するなど具体的に社会への貢献を継続致します。

### ②経営戦略等

当社グループは、経営基盤及び経営体制の強化を中長期方針としております。

事業の拡大につきましては、当社ブランドのオリジナル商品開発やお客様の仕様に合わせた特注品の受注獲得強化、セグメンテーション（市場細分化）に基づくニッチトップ戦略の推進等により、包装資材業界でのシェアの拡大を図ってまいります。また、従来の柱である営業販売、店舗販売に加えて各種のEC（電子商取引）を拡充し、各販売チャネルを有機的に連携させる「シモジマ型オムニチャネル政策」を推進する事で、販売機会の拡大と顧客満足度の向上に努めます。さらに、一般消費者向け包装資材の開発や用途拡大に取り組み、既存事業における商品やサービス領域の拡大を図るとともに、市場の拡大と新規市場の開拓に取り組みでまいります。また、新型コロナウイルス感染禍におけるニューノーマル時代に沿った商品開発や視野を広げた仕入れを行い、感染対策を行う社会への貢献を意識した取り組みを継続いたします。

経営基盤の強化につきましては、確固たる物流体制の確立や子会社とのコラボレーションを推進し、グループ内のサプライチェーンマネジメント（SCM）の進化を図るとともに、仕入れ調達力の増強を図ってまいります。

経営体制の強化につきましては、コーポレートガバナンス体制を拡充し、企業としての社会的責任（CSR）を果たし、SDGsを念頭に持続可能な社会の発展に向けて取り組んでまいります。さらに、企業の礎となる人材育成を図ってまいります。

### ③経営環境への対応

成熟化した市場環境のもと当社グループはさらなる事業の拡大を目指してまいります。

我が国においては、新型コロナウイルス感染症の鎮静化に時間が掛かるものと推察され、景気の本格的な回復は見通せない状況にあります。国内では医療従事者、高齢者からワクチン接種が始まり、収束の期待を抱かせる一方、変異株の感染拡大など依然として先行きは不透明な状況が続いています。当社の経営環境については、個人消費の冷え込みや、企業活動の制限による需要の減退などにより不透明感が拭えませんが、新たな需要の創出も起きており、今後もニューノーマル時代ならではのニーズは増加すると予想されます。

そのような環境の中で、当社グループは「シモジマ型オムニチャネル政策」を最重要テーマとして推し進めてまいります。その一つのチャネルである「シモジマオンラインショップ」は2018年7月にオープンして以来、年々その認知度を高めてまいりました。コロナ禍前から拡大していたEC取引ですが、外出自粛の影響による巣ごもり需要もあり、さらに成長を続けております。今後もお客様のご期待に応える努力を続けます。

当社グループは多様な取扱商品を持っています。得意先の営業時間の短縮やイベントの自粛などによる消費低迷が起きていますが、マスクや消毒液に代表される衛生用品の需要は日本社会に定着し、またテイクアウト・デリバリーの関連資材や巣ごもり需要といった現象も発生しています。今後もニューノーマル時代に沿った商品開発、仕入れを行ってまいります。

これらの取り組みの精度を上げるために、DX（デジタルトランスフォーメーション）による「販売戦略」、「生産性向上戦略」と「仕入・商品開発戦略」の計画を社内で共有し促進致します。

【販売戦略】当社グループの事業領域は販売戦略として「通信販売」、「店舗販売」と「営業販売」の3つに分ける事が出来ます。

その一つである通信販売においては、会員数をこれまで以上に増加させるため、当社直営店及び全都道府県に出店しているパッケージプラザの店舗での商品引き取りを当期に可能にしましたが、今後はこの機能の認知度を高め、お客様にとってのさらなる利便性向上を図ってまいります。また異業種とのEC連携の構築などを見据えた取り組みも行っています。

店舗販売では、コロナ禍を意識した売り場作りを継続します。来店頂くお客様のご質問に丁寧にお答えする接客を通して、お客様の困りごとを解決する、いわば「かけ込み寺」としての当社の位置づけを念頭に置いた提案や、商品開発に繋げて行きます。コロナ禍によりテイクアウト・デリバリーを新たに始められるお客様が増加している現状に対応すべく、リアル店舗ならではの強みを発揮してまいります。

営業販売においては、Web受発注システム（i-Orderシステム）を刷新し、これまでに増して利便性が向上してまいりました。このシステムを最大限活用し、新規顧客の開拓と既存顧客の取引拡大を更に促進いたします。また、重点業界を設定して営業に注力する「重点業界営業政策」では新たな業界の開拓を進め、売上及び事業領域の拡大と業界内でのシェアアップを図ります。当社グループのミタチパッケージ㈱や朝日樹脂工業㈱との工業系分野におけるコラボレーションを本格化させ、これまでに提案しきれていないニッチな商品の販売などで売上拡大を目指します。またこれまでの物販に加え、サービス事業、動画コンテンツ事業などへの新規事業参入も模索してまいります。

【生産性向上戦略】生産性向上戦略としては、コロナ禍を見据え承認フローの簡素化やペーパーレスなども促進し、顧客、商品、価格、在庫などのデータベースを再構築し、推進して行きます。また、新規の物流会社との取り組みなどにより、効率的な物流体制の構築も研究致します。

【仕入・商品開発戦略】仕入・商品開発戦略としては、販売商品については、レジ袋有料化をはじめとした脱プラスチックに対応した自社オリジナルブランド『HEIKO（ハイコー）』においてバイオマス、生分解性素材などを活用し新商品開発を促進する事で、環境問題に取り組んでまいります。またアフターコロナでの需要も視野に入れた商品の研究、開発を促進いたします。

仕入面では国内外を含めた調達チャンネルの多様化に取り組み、コストダウン及び安定供給に努めます。

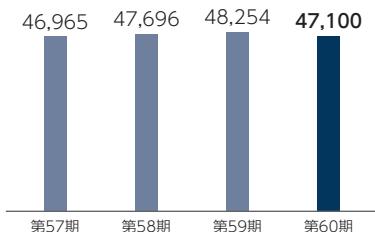
〔経営管理〕 経営管理面では、コーポレートガバナンス体制を充実して企業としての社会的責任を果たし、SDGsを念頭に、持続可能な社会の発展に向けて取り組んでまいります。それに加えて、企業の礎であり最も重要な資源である人材の育成に力を入れ、各階層別の研修やジョブローテーションを積極化させて多様な人材の能力が最大限に発揮される様な環境を構築します。

以上のような活動により、社会からの期待と信頼にお応えできるよう、経営体制をつくってまいります。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

**売上高** (単位：百万円)



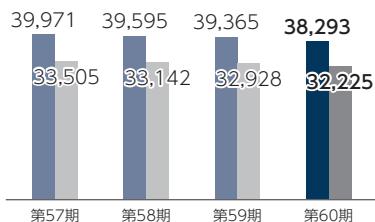
**経常利益** (単位：百万円)



**親会社株主に帰属する当期純利益** (単位：百万円)



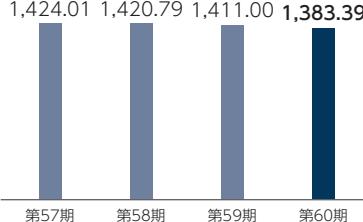
**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり当期純利益** (単位：円)



**1株当たり純資産額** (単位：円)



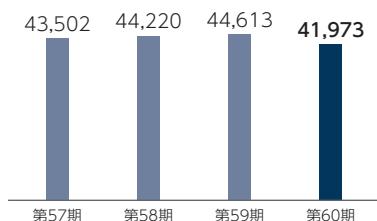
区 分		第57期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第58期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第59期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第60期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	(百万円)	46,965	47,696	48,254	47,100
経常利益	(百万円)	1,785	872	732	552
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	1,094	513	331	△331
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	46.62	21.93	14.26	△14.27
総資産	(百万円)	39,971	39,595	39,365	38,293
純資産	(百万円)	33,505	33,142	32,928	32,225
1株当たり純資産額	(円)	1,424.01	1,420.79	1,411.00	1,383.39

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)



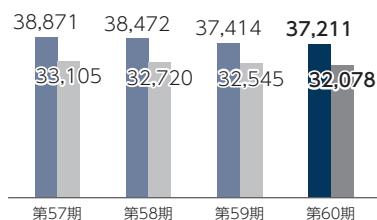
経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



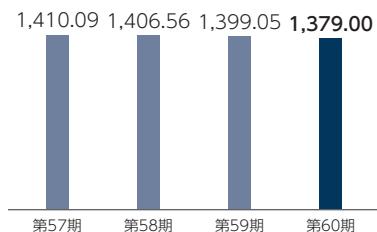
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第57期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第58期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第59期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第60期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	(百万円)	43,502	44,220	44,613	41,973
経常利益	(百万円)	1,697	835	960	492
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	1,067	491	372	△104
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	45.45	21.00	16.02	△4.50
総資産	(百万円)	38,871	38,472	37,414	37,211
純資産	(百万円)	33,105	32,720	32,545	32,078
1株当たり純資産額	(円)	1,410.09	1,406.56	1,399.05	1,379.00

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
商い支援(株)	東京都	100百万円	100%	インターネット販売業務受託
シモジマ加工紙(株)	栃木県	20	100	物流業
(株)リード商事	東京都	10	100	花材園芸業界向け店舗用品等の販売業
(有)彩光社	東京都	3	36.4 (注1)	印刷業
(株)エステシー	東京都	90	100	紙製品・化成品等の輸入業
(株)エスパック	東京都	50	100	パッケージプラザの管理
(株)我満商店	北海道	10	100	紙製品・化成品等の販売業
ミタチパッケージ(株)	兵庫県	10	100	包装・梱包・物流資材等の販売業
朝日樹脂工業(株)	千葉県	70	100	化学樹脂製品の製造・販売業

(注) 1. (有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

3. 当社は、2020年10月1日付で、当社の完全子会社でありましたサンワ(株)の事業を譲受しました。これに伴いサンワ(株)は解散し、連結の範囲から除外されました。

4. 当社は、2020年12月20日付で、それまで当社が保有していたハイコーパック(株)の株式を全て譲渡いたしました。これによりハイコーパック(株)は当社の連結の範囲から除外されました。

## (8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメント区分	主要製品	会社名
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	当社、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、(株)エスティシー
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	当社、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、(株)エスティシー、朝日樹脂工業(株)
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	当社、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、(株)リード商事、ミタチパッケージ(株)、(有)彩光社
その他事業	上記事業の運送・保管	シモジマ加工紙(株)

## (9) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

当社	① 本 社	東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
	② 営業所	東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、金沢、埼玉、千葉、横浜、静岡、名古屋、京都、高松、広島、福岡
	③ 店 舗 (東 京)	馬喰横山店、浅草橋本店、ラッピング倶楽部浅草橋店、かっぱ橋店、浅草橋クラマエ店、府中店、east side tokyo、ラッピング倶楽部、 パッケージプラザ上板橋店、パッケージプラザ葛西店、パッケージプラザ小岩店、 パッケージプラザ三軒茶屋店、パッケージプラザ中野店、パッケージプラザ立川栄町店
	(大 阪) (その他)	心斎橋店、船場センタービル3号館店、西梅田店、高槻店、プロパック東大阪店 名古屋店、明道町店、大須店(名古屋市)、岐阜店、ニューポートひたちなか店、 宇都宮店、宇都宮市場店、川口店、所沢店、松戸店、千葉店、船橋店、西大路五条店(京都市)、 三宮店(神戸市)、WRAPPLE福岡パルコ、 パッケージプラザ宮千代店(仙台市)、パッケージプラザ新潟東店、 パッケージプラザ平林店(長野市)、パッケージプラザ大宮店、パッケージプラザ柏店、 パッケージプラザ横浜店、パッケージプラザ広島西店、パッケージプラザ米子店
	④ 配 送 センター	田沼配送センター(佐野市) 東部配送センター(さいたま市) 西部配送センター(東大阪市) 大阪南港物流センター(大阪市)
子会社	⑤ 営業拠点	商い支援(株)(東京都台東区) (株)リード商事(東京都大田区) (株)我満商店(北海道釧路市) ミタチパッケージ(株)(兵庫県姫路市)
	⑥ 生産拠点	有彩光社(東京都荒川区) 朝日樹脂工業(株)(千葉県流山市)
	⑦ その他	シモジマ加工紙(株)(栃木県佐野市) (株)エスティシー(東京都台東区) (株)エスパック(東京都台東区)

## (10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
807名	△119名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
627 (228) 名	29 (△8) 名	38.60歳	14.63年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

## (11) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況に関する事項

### (1) 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 67,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 24,257,826株 |
| ③ 株主数         | 9,922名      |
| ④ 上位10名の株主の状況 |             |

株主名	持株数	持株比率
有限会社 謙友	4,422千株	19.00%
有限会社 ケイエヌジェイ	2,787	11.98
有限会社 和貴	2,295	9.86
下島 公明	724	3.11
下島 和光	713	3.06
シモジマ従業員持株会	642	2.76
日本生命保険相互会社	560	2.40
下島 謙司	539	2.31
シモジマ取引先持株会	469	2.01
株式会社 S B I 証券	417	1.79

- (注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（995千株）を控除して計算しております。  
 2. 上記のほか、当社が自己株式995千株を所有しております。  
 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	下島 和光	
代表取締役専務	笠井 義彦	営業統括本部長兼営業本部長
常務取締役	下島 公明	経営企画室長
常務取締役	下島 雅幸	管理本部長兼人事部長
取締役	小野寺 仁	商品統括本部長 商い支援(株)代表取締役 朝日樹脂工業(株)代表取締役
取締役	川原 利治	販売本部長
取締役	梅野 勉	日邦産業(株)社外取締役
取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ(株)代表取締役 (株)アールエイジ社外取締役
常勤監査役	古橋 孝夫	
常勤監査役	肥田 耕一	
監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表
監査役	榎本 峰夫	榎本・松井法律事務所主宰 (株)セガグループ社外監査役 セガサミーホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役梅野勉氏並びに取締役岩崎剛幸氏は、社外取締役であります。
2. 取締役梅野勉氏は、企業経営者として豊富な経験を有しております。
3. 取締役岩崎剛幸氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
4. 監査役佐藤裕一氏並びに監査役榎本峰夫氏は、社外監査役であります。
5. 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見を有しております。
6. 監査役榎本峰夫氏は、弁護士（東京弁護士会）の資格を有し、法令順守及びガバナンス、監査体制等に関する知見を有しております。
7. 当社は2014年6月24日より、執行役員制度を導入しております。

8. 執行役員の地位及び担当等の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役専務上席執行役員	笠井 義彦	営業統括本部長兼営業本部長
常務取締役上席執行役員	下島 公明	経営企画室長
常務取締役上席執行役員	下島 雅幸	管理本部長兼人事部長
取締役上席執行役員	小野寺 仁	商品統括本部長 商い支援(株)代表取締役、朝日樹脂工業(株)代表取締役
取締役上席執行役員	川原 利治	販売本部長
上席執行役員	下島 謙司	グループ管理室長 商い支援(株)取締役
執行役員	加藤 吉信	管理本部副本部長兼経理部長
執行役員	服部 進吉	営業本部副本部長 (株)エスパック代表取締役
執行役員	島田 浩一	販売本部副本部長
執行役員	大貫 学	商品本部長 (株)エスティシー代表取締役
執行役員	渡辺 昭一	営業本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役、ミタチパッケージ(株)代表取締役

9. 当事業年度中に退任した取締役・執行役員は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
船井 勝仁	2020年6月23日	任期満了	社外取締役 (株)船井本社代表取締役社長
工藤 弘行	2020年6月23日	任期満了	執行役員商品本部長 (株)エスティシー代表取締役

10. 当事業年度中における取締役・執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
笠井 義彦	代表取締役専務上席執行役員 営業統括本部長兼営業本部長 ミタチパッケージ(株)代表取締役	代表取締役専務上席執行役員 営業統括本部長兼営業本部長	2021年3月4日
大貫 学	執行役員商品本部副本部長	執行役員商品本部長	2020年6月23日
	執行役員商品本部長	執行役員商品本部長 (株)エスティシー代表取締役	2020年6月25日
渡辺 昭一	営業本部副本部長	執行役員営業本部副本部長	2020年6月23日
	執行役員営業本部副本部長	執行役員営業本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役	2020年6月25日
	執行役員営業本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役	執行役員営業本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役 ミタチパッケージ(株)代表取締役	2021年3月4日

11. 当事業年度末日の翌日以降における取締役・執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
下島 和光	代表取締役社長	代表取締役会長	2021年4月1日
笠井 義彦	代表取締役専務上席執行役員 営業統括本部長兼営業本部長	代表取締役社長	2021年4月1日
川原 利治	取締役上席執行役員 販売本部長	取締役上席執行役員 営業統括本部長	2021年4月1日
服部 進吉	執行役員営業本部副本部長 (株)エスパック代表取締役	執行役員営業統括本部副本部長 (株)エスパック代表取締役	2021年4月1日
島田 浩一	執行役員販売本部副本部長	執行役員営業統括本部副本部長	2021年4月1日
渡辺 昭一	執行役員営業本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役 ミタチパッケージ(株)代表取締役	執行役員営業統括本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役 ミタチパッケージ(株)代表取締役	2021年4月1日

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である梅野勉氏と岩崎剛幸氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

## ③ 独立役員の届出

当社は、社外取締役である梅野勉氏と岩崎剛幸氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

#### ④ 取締役及び監査役に対する報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基礎報酬及び賞与に関する方針

基礎報酬は、地位・就任年数・役職を勘案し、経験値・業績・評価により調整のうえ決定されます。

賞与は、基礎賞与と業績に基づく調整を行った業績賞与を合算して決定されます。

##### b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

##### c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

##### d. 報酬等の割合に関する方針

基礎報酬・賞与とその他の業績連動報酬、非金銭報酬等に関する構成比率は、100：0：0となっております。

##### e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行われます。

##### f. 報酬等の決定の委任に関する方針

報酬等の内容の決定権限は、取締役会にあります。取締役会は、任意の指名報酬委員会に役員の報酬決定案の諮問を行い、その答申を受けています。任意の指名報酬委員会は、社外取締役2名、社外監査役2名、代表取締役2名より構成され、社外取締役を議長としています。

##### g. 上記のほか報酬等の決定に関する方針

該当事項はありません。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	賞与
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3)	206 (11)	193 (11)	12 (0)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	45 (12)	44 (11)	0 (0)
合 計 (うち社外役員)	13 (5)	251 (23)	237 (23)	13 (0)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬につきましては、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 当社は、2007年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。
5. 当事業年度末日現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

## ハ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役

##### イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岩崎剛幸氏はムガマエ(株)代表取締役であります。当該会社と当社との間には特別な関係はありません。

##### ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役梅野勉氏は、2020年6月より日邦産業(株)社外取締役であります。当該会社と当社との間には特別な関係はありません。取締役岩崎剛幸氏は(株)アールエイジ社外取締役であります。当該会社と当社との間には特別な関係はありません。

##### ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除く）との親族関係

該当事項はありません。

#### 二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	梅野 勉	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中14回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っていただくことを期待しております。当事業年度では、取締役会にて中長期計画、物流体制、広告の方針等について客観的なご発言をいただいたほか、中長期計画を検討する会議体「長期ビジョンプロジェクト」にも15回中5回ご出席いただき、大局的見地から効果的かつ有意義な発言を行っていただきました。加えて、指名報酬委員会にも8回開催中8回出席していただき、その委員長として、客観的・中立的見地から社長選定や役員報酬決定につき監督機能を果たしていただいております。
取締役	岩崎 剛幸	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中10回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っていただくことを期待しております。当事業年度は、取締役会にて中長期計画、DX、販売促進策等につき積極的なご発言いただいたほか、中長期計画を検討する会議体「長期ビジョンプロジェクト」にも15回中5回ご出席いただき、専門性を踏まえた建設的で効果的なご助言をいただきました。加えて、指名報酬委員会にも8回開催中8回ご出席いただき、経営に関する深く幅広い知見を活かしたご発言をいただいております。

## ② 監査役

### イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役佐藤裕一氏は、公認会計士佐藤裕一事務所の代表であり、当該事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。

監査役榎本峰夫氏は、榎本・松井法律事務所の主宰者であり、当該事務所と当社の間では、法律顧問業務の委託取引契約を締結しておりますが、当該事務所と当社との間における取引額は当社の連結売上高の1%未満です。

### ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役榎本峰夫氏は、セガサミーホールディングス(株)社外監査役であり、また2021年3月末日までは(株)セガグループの社外監査役でありましたが、当該会社と当社との間には特別な取引関係はありません。

### ハ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## 二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	佐藤 裕一	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中14回、並びに監査役会17回中17回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行い、また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。加えて、指名報酬委員会にも8回開催中8回出席し、議論の状況について会計の見地から監視を行っております。
監査役	榎本 峰夫	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中14回、並びに監査役会17回中17回に出席いたしました。弁護士として豊富な経験と当社を取り巻く経営環境にも精通しており、専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切な助言・意見を述べております。また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制等の適宜発言を行っております。加えて、指名報酬委員会にも8回開催中8回出席し、議論の適正について監視を行っております。

### ホ. 補欠監査役の選任

補欠監査役につきましては、2018年6月26日開催の第57回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、唐澤貴夫氏の選任にご承認を得られています。また、その選任の効力につきましては、当社定款第32条第4項にて当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとしています。

なお、同氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

## (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	34

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底をはかります。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
- ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
- ・社外取締役2名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化をはかり、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
- ・取締役会の評価を実施し、その運営の適正をはかります。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程にしたがい保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
- ・情報システム管理規程に加えて情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を設置して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
- ・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a)内部統制規程 担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は定期的に取り締役会へ報告します。
- (b)危機管理規程 災害等（地震、火災、新型インフルエンザ、その他）に起因する緊急事態について、災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- (c)内部者取引防止規程 社内情報管理の強化をはかるとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- (d)情報システム管理規程・個人情報保護規程・情報セキュリティ管理規程 情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社管理・統括を実行します。通販関連部門でのISO27001の認証取得を基礎として、情報セキュリティ体制のさらなる拡充を図ります。
- (e)反社会的取引防止規程 反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- (f)品質管理規程 品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。
- (g)関係会社管理規程 重要な契約の締結、重要な投融資等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危険の抑制をはかります。
- (h)内部監査規程 監査室を中心として内部監査を実施することにより、各部門での損失・危険の拡大防止をはかります。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、並びに執行役員制の導入により組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上をはかります。
- ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。

- ・企業統治を強化し、企業価値の維持と向上を図るべく、社外役員を中心に構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬については同委員会に諮問し、その答申を受けたうえで決定します。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
- ・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
- ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備をはかり順守しています。
- ・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止をはかります。また、ストレスチェックの着実な実施により、従業員のメンタルヘルスの確保をはかります。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- ・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規定に基づき相談・通報窓口を設置しています。
- ・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

#### ⑥ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。

- ・ 出向規程に基づき、常勤・非常勤に係らず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。
- ・ 企業集団の業務運営状況を把握しその改善をはかるため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
- ・ 子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し職務遂行をはかります。
- ・ 子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を順守します。
- ・ 子会社等との取引については、基本契約や社内規定等に基づき市場価格によって適切に行います。
- ・ 子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

#### ⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

#### ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
- ・ 監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役の職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を得ます。

#### ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

#### ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めるときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。

- ・社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に出席した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項は監査役に報告します。
- ・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。
- ・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規定を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱をしないこと並びに個人情報保護は担保しています。

#### ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。
- ・監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。
- ・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。

なお、前11項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 会議の開催状況

(a)取締役会 当事業年度において計14回開催し、DXの推進、グループ再編、ITシステムの更新、内部統制、コンプライアンス等の重要事項について、職務執行の適切性、効率性等の観点から審議を行いました。

(b)監査役会 計17回開催し、コロナ禍の状況を踏まえながら業務監査・内部統制監査の報告を行いました。

(c)執行役員会 計24回開催し、在宅勤務・DXの推進に関する体制整備、新型コロナウイルス感染症対応、在宅勤務の促進等に関する調整を行いました。

(d)内部統制委員会 計4回開催し、各種法令への対応や、クレーム・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論いたしました。

### ② リスク管理

リスク管理のため、各本部が日常的なモニタリングを行っているほか、取締役会・監査役会・執行役員会・内部統制委員会でそれぞれ関連事項を議論し、監督しています。また、環境に関するリスクは環境プロジェクトが、品質に関するリスクは品質管理委員会が、情報に関するリスクは情報セキュリティ委員会がそれぞれ関連法令の確認や、運用状況のモニタリング等を実施しております。当事業年度は、通販に関連するマーケティング部門と情報システム部においてISO27001の認証を取得し、情報セキュリティ体制の充実を図りました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、災害対策本部を設置し、様々な対策を実施いたしました（時短営業、時差出勤、在宅勤務の推進、従業員の衛生管理の強化等）。

### ③ 財務報告の適正

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価（J-SOX）に関しては、経営企画室及び監査室を中心に組織的な整備評価、運用評価を行い、統制の有効性を確認しています。

### ④ 監査

企業集団における業務の適正性を確保するために、監査役及び監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行っております。

### ⑤ コンプライアンス

当事業年度は、衛生委員会での労働時間のモニタリング、子会社での関連規程の整備見直し等を実施しており、従業員の健康促進を図るべく、健康診断の受診勧奨を推進しております。また、「情報セキュリティ」「内部統制」に関するeラーニングを実施し、従業員の見識の向上を図りました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
<b>流動資産</b>	<b>19,953</b>	<b>20,105</b>
現金及び預金	7,332	7,629
受取手形及び売掛金	5,936	5,872
電子記録債権	596	757
商品及び製品	5,123	4,908
原材料及び貯蔵品	590	489
その他	388	460
貸倒引当金	△13	△14
<b>固定資産</b>	<b>19,411</b>	<b>18,188</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,309</b>	<b>12,603</b>
建物及び構築物	4,597	3,956
機械装置及び運搬具	723	402
土地	7,881	7,762
リース資産	954	369
その他	150	113
<b>無形固定資産</b>	<b>1,582</b>	<b>1,370</b>
のれん	446	254
リース資産	42	38
その他	1,092	1,077
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,519</b>	<b>4,214</b>
投資有価証券	379	741
長期貸付金	262	344
繰延税金資産	580	657
保険積立金	2,060	2,131
その他	367	434
貸倒引当金	△130	△95
<b>資産の部合計</b>	<b>39,365</b>	<b>38,293</b>

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
<b>流動負債</b>	<b>5,053</b>	<b>4,795</b>
支払手形及び買掛金	2,765	2,699
短期借入金	47	—
1年内返済予定の長期借入金	2	2
リース債務	136	129
未払法人税等	295	78
賞与引当金	374	336
役員賞与引当金	20	21
その他	1,411	1,527
<b>固定負債</b>	<b>1,383</b>	<b>1,272</b>
長期借入金	5	77
リース債務	491	406
再評価に係る繰延税金負債	277	277
退職給付に係る負債	302	232
資産除去債務	39	39
その他	266	239
<b>負債の部合計</b>	<b>6,437</b>	<b>6,067</b>
純資産の部		
<b>株主資本</b>	<b>38,807</b>	<b>37,850</b>
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,304	1,304
利益剰余金	37,215	36,255
自己株式	△1,117	△1,114
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△5,995</b>	<b>△5,677</b>
その他有価証券評価差額金	199	437
繰延ヘッジ損益	29	55
土地再評価差額金	△6,195	△6,195
退職給付に係る調整累計額	△29	25
非支配株主持分	116	52
<b>純資産の部合計</b>	<b>32,928</b>	<b>32,225</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>39,365</b>	<b>38,293</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	48,254	47,100
売上原価	32,941	32,038
売上総利益	15,313	15,061
販売費及び一般管理費	14,807	14,786
営業利益	505	275
営業外収益	276	343
営業外費用	49	66
経常利益	732	552
特別利益	22	193
保険解約返戻金	22	37
関係会社株式売却益	—	155
特別損失	70	1,114
減損損失	54	1,106
出資金評価損	16	7
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	683	△369
法人税、住民税及び事業税	354	255
法人税等調整額	△15	△229
当期純利益又は当期純損失(△)	344	△395
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	13	△64
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	331	△331

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,405	1,304	37,215	△1,117	38,807
当期変動額					
剰余金の配当			△627		△627
親会社株主に帰属する当期純損失			△331		△331
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動				3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△959	2	△957
当期末残高	1,405	1,304	36,255	△1,114	37,850

	その他の包括利益累計額					非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	199	29	△6,195	△29	△5,995	116	32,928
当期変動額							
剰余金の配当							△627
親会社株主に帰属する当期純損失							△331
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	238	26	—	54	318	△63	254
当期変動額合計	238	26	—	54	318	△63	△702
当期末残高	437	55	△6,195	25	△5,677	52	32,225

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
<b>流動資産</b>	<b>17,660</b>	<b>18,032</b>
現金及び預金	6,279	6,724
受取手形	421	354
電子記録債権	547	663
売掛金	4,451	4,775
商品	4,751	4,592
原材料及び貯蔵品	415	391
その他	799	538
貸倒引当金	△6	△8
<b>固定資産</b>	<b>19,754</b>	<b>19,179</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,664</b>	<b>11,676</b>
建物	3,752	3,627
構築物	24	23
機械装置	582	317
車両運搬具	0	0
工具・器具及び備品	63	101
土地	7,230	7,239
リース資産	944	367
建設仮勘定	66	—
<b>無形固定資産</b>	<b>1,023</b>	<b>1,053</b>
ソフトウェア	942	986
リース資産	42	38
その他	37	28
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,066</b>	<b>6,448</b>
投資有価証券	375	691
関係会社株式	2,157	2,181
出資金	1	1
長期貸付金	1,037	668
繰延税金資産	493	625
敷金及び保証金	323	329
保険積立金	1,791	1,960
その他	10	83
貸倒引当金	△124	△93
<b>資産の部合計</b>	<b>37,414</b>	<b>37,211</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
<b>流動負債</b>	<b>3,799</b>	<b>4,068</b>
支払手形	49	39
買掛金	1,954	2,140
リース債務	120	129
未払金	642	927
未払費用	238	237
未払法人税等	228	57
賞与引当金	317	302
役員賞与引当金	20	20
その他	228	213
<b>固定負債</b>	<b>1,069</b>	<b>1,064</b>
リース債務	475	405
長期預り敷金保証金	107	109
退職給付引当金	77	140
長期未払金	91	91
再評価に係る繰延税金負債	277	277
資産除去債務	39	39
<b>負債の部合計</b>	<b>4,869</b>	<b>5,132</b>
純資産の部		
<b>株主資本</b>	<b>38,514</b>	<b>37,781</b>
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,304	1,304
資本準備金	1,273	1,273
その他資本剰余金	31	31
<b>利益剰余金</b>	<b>36,913</b>	<b>36,181</b>
利益準備金	351	351
その他利益剰余金	36,562	35,829
固定資産圧縮積立金	43	41
別途積立金	36,100	35,800
繰越利益剰余金	418	△11
<b>自己株式</b>	<b>△1,109</b>	<b>△1,109</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△5,968</b>	<b>△5,702</b>
その他有価証券評価差額金	199	437
繰延ヘッジ損益	26	55
土地再評価差額金	△6,195	△6,195
<b>純資産の部合計</b>	<b>32,545</b>	<b>32,078</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>37,414</b>	<b>37,211</b>

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	44,613	41,973
売上原価	30,539	28,330
売上総利益	14,074	13,642
販売費及び一般管理費	13,325	13,404
営業利益	748	238
営業外収益	253	302
受取利息及び配当金	15	13
受取賃貸料	76	99
その他	162	189
営業外費用	41	48
売上割引	2	2
その他	38	46
経常利益	960	492
特別利益	22	171
関係会社清算益	—	133
保険解約返戻金	22	37
特別損失	268	888
減損損失	20	868
関係会社債権放棄損	247	—
関係会社株式評価損	—	20
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	714	△224
法人税、住民税及び事業税	347	129
法人税等調整額	△5	△249
当期純利益又は当期純損失(△)	372	△104

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その剰余金	他剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
							固定資産圧縮積立金	別積立金	途剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,405	1,273	31	1,304	351	43	36,100	418	36,913	△1,109	38,514		
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—		
別途積立金の積立							△300	300	—		—		
剰余金の配当								△628	△628		△628		
当期純損失								△104	△104		△104		
自己株式の取得										△0	△0		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	△300	△430	△732	△0	△733		
当期末残高	1,405	1,273	31	1,304	351	41	35,800	△11	36,181	△1,109	37,781		

	評価・換算差額等						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額	評価差額	・換算等	換算合計	
当期首残高	199	26	△6,195	△5,968		32,545	
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						—	
別途積立金の積立						—	
剰余金の配当						△628	
当期純損失						△104	
自己株式の取得						△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	237	28	—	266		266	
当期変動額合計	237	28	—	266		△466	
当期末残高	437	55	△6,195	△5,702		32,078	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 シモジマ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江村羊奈子 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 シモジマ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 江村羊奈子 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 古橋孝夫 印

常勤監査役 肥田耕一 印

社外監査役 佐藤裕一 印

社外監査役 榎本峰夫 印

以 上

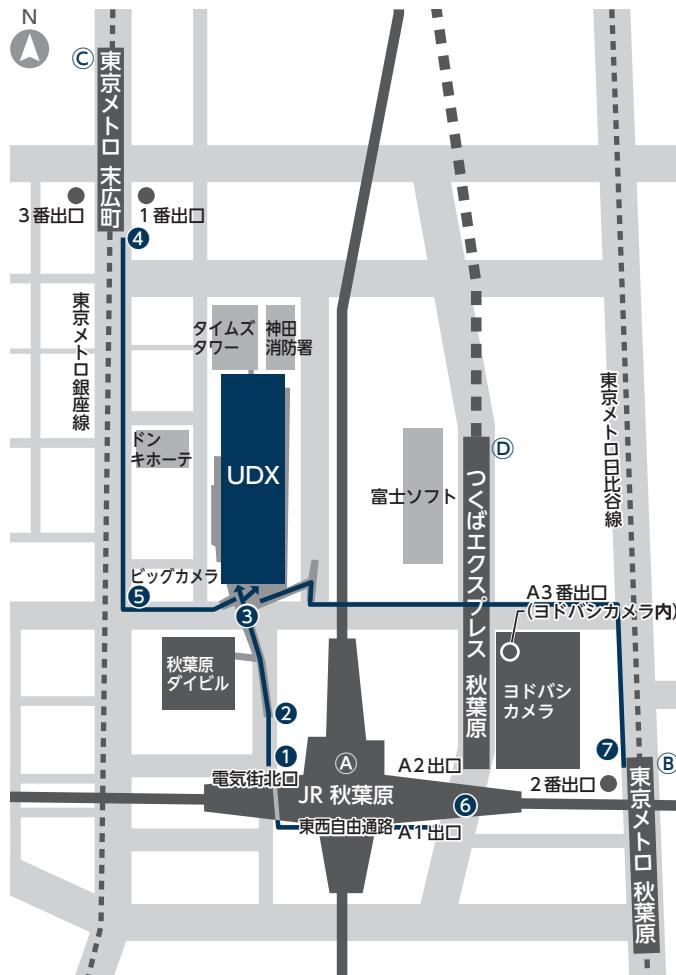
# 定時株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原UDX 4階 Next-1

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

電話 (03) 3254-8421



## 最寄駅

① JR総武線・山手線・京浜東北線  
秋葉原駅

電気街口より  
徒歩2分(①→②→③)

② 東京メトロ日比谷線  
秋葉原駅

2番出口より  
徒歩4分(⑦→③)

③ 東京メトロ銀座線  
末広町駅

1番又は3番出口より  
徒歩3分(④→⑤→③)

④ つくばエクスプレス  
秋葉原駅

A1出口より  
徒歩3分(⑥→①→②→③)

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。